

海風の街自治会集会所管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浦安市海風の街自治会集会所（以下「集会所」という）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者の範囲)

第2条 集会所は原則として会員が使用責任者となり使用する。

- (1) 集会所は連帯感を持ち快適で健全な生活環境のもとで健康的な生活・福祉増進・文化向上を目的とする団体・地域住民等の体育、娯楽、研修、集会等の場所を提供するものとする。

(管理)

第3条 集会所の管理は、自治会が行うものとする。管理責任者は、自治会長とする。

(使用の承認)

第4条 集会所を使用する者は、集会使用申請書により管理者の承認を受けなければならない。

但し、急を要する場合はこの限りでない。

(使用の制限)

第5条 管理者は申請者が次の各号に該当する場合は、集会所の使用を承認しない事ができる。

- (1) その使用により騒音、その他で付近に迷惑をかける恐れがある催し、または会合に使用するとき。
- (2) 営利を目的とする催し、または会合に使用するとき。
- (3) 政治活動・宗教活動に使用するとき。
- (4) 集会所の維持管理上、その目的により支障を生じるとき。
- (5) その他、集会所設置の目的に反すると認められるとき。

(使用承認の取り消し)

第6条 管理者は、第4条の規程により使用を承認した者に対し、次の各号に該当する場合は、その使用の承認を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) この規程に定める条件に違反したとき。
- (2) 集会所の維持管理上支障があると認められたとき。
- (3) 急を要する公的な会議があるとき。

(順守事項)

第7条 集会所を使用する者は、その管理上次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 承認を得た使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 集会所の使用に際し、模様替え、または設備を付加するなど一切しないこと。
- (3) 使用を終了したときは、清掃及び火の始末等を充分に行うこと。
- (4) 集会所の施錠を行い、管理担当者に鍵を返納すると共に使用終了を報告すること。
- (5) その他、この規程の趣旨に反する一切の行為をしないこと。

(損害賠償)

第8条 管理者は、集会所を使用した者が集会所の施設等を損傷した場合は、これによって生じた損害を使用者に弁償させることができる。

(管理権限の委任)

第9条 管理者は、この規程に関する権限につき管理担当者を定め、その権限を委任することができる。

(付 則)

1. この規程は、平成6年4月17日より施行する。